

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 20 回 2016 年 7 月



金融サービス業・増価税免税の適用範囲が拡大

本アラートの分析対象法規：

- 財税[2016]70号通達。
金融サービス業の増価税免税の適用範囲が拡大。2016年5月1日から発効。

背景

財政部および国家税務総局は共同して、2016年6月30日付け財税[2016]70号通達(以下「70号文」)を公布し、金融サービス業に対する増価税免税の適用範囲を拡大した。

その背景には、中国が今年5月1日から実施した増価税改革によって大多数の金融サービス業の行う取引に増価税が課されていることがある。このうち、他国で実施されている付加価値税(所謂『増価税』)制度および物品サービス税(GST)制度では直接的に対価を受け取る金融サービスが対象となっているほか、間接的に対価を受け取るその他の金融仲介サービス若しくは金融商品に対しても増価税が課されている。例えば、納税義務者は貸出金利息収入及び金融商品取引で得た投資収益に対しても増価税を納付しなければならない。このように金融サービス業は免税政策の適用対象の範囲は限定的である。

さらには、世界の先行事例や経験則も少ないとから、財税[2016]36号通達(以下「36号文」)の円滑な施行のためには一部の規定の試行や見直しは避けられない。

KPMGは、多くの金融会社を代表して、政策制定者に対し、増価税改革実施後に金融業界が直面する課題をフィードバックする機会をいただいた。政策制定担当者は実務上の諸問題に対し速やかに対応措置を講じたことから、第四半期申告の企業の第1回目増価税申告の締切日直前に70号文(税総発[2016]95号通達の規定には第1回目の申告締切期日は2016年7月20日である。)が公布された。

注意すべき点は、70号文は、2016年5月1日から発効しているため、増価税改革実施以降に金融サービス業で行われたすべての取引に遡及的な影響を及ぼすことである。

70号文の公布は金融業界に大いに歓迎されたことが事実であるが、本タックスアラートでは、70号文の公布後に依然として残る不確実性及び不明確な点について解説する。

KPMG の所見

増增值税免税の適用対象となる銀行間取引

現行の金融サービス業の増增值税政策の実施で抱える根本的な問題は次の政策の併存である。

- 利息収入に対する増增值税の徴収
- 利息費用に係る仕入税額の控除不可
- 増增值税免税となる銀行間取引の限定的な範囲

増增值税関連規定では、小規模融資は増增值税が課税(融資を受ける側が増增值税一般納税人資格者であっても利息に係る仕入税額は控除できない)されており、大規模融資は、増增值税の免税対象となる銀行間取引に該当しない場合、上記同様の税率に基づいて増增值税を納付しなければならない。これでは実務的にも増增值税の二重課税が生じてしまう。例えば、銀行が個人若しくは法人向け融資を行う場合、その利息収入に対し税率6%の増增值税を納付しなければならない。しかし、銀行の融資業務が増增值税免税対象の銀行間取引に該当する場合を除き、貸付金利息収入に対し6%の増增值税を納付しても、相応の仕入税額控除ができないことである。

さらにもう1つの問題は、営業税関連規定及び実務運用に比べ、増增值税体系に基づく銀行間取引の範囲が制限されたことである。このため、金融機関からは増增值税改革の実施に伴う税負担が増加したことに対する批判が多い。原因として、営業税体系下では、免税対象となる銀行間取引の定義は相対的に広義であり、また、金融業界で長期間の運用を経て、営業税体系下の免税適用の対象範囲が更に拡大された。

上述の問題解決を図るため、70号文は、金融機関同士の取引の範囲を明示して拡大した。次に、財税[2016]36号通達(「営業税に代えて増增值税を徴収するパイロットプログラムの全面的な実施に関する通達」、以下「36号文」)及び46号通達(「営業税から増增值税への移行パイロットプログラムの金融業関連政策の更なる明確化に関する通達」、以下「46号文」)の両規定の現時点における金融サービス業に対する増增值税の免税適用範囲は下表のとおりである。

項目	免税分類	適用範囲	追加要件
1	金融機関と中国人民銀行間で行われる貸出業務	中国人民銀行の一般金融機関に対する貸出業務、中国人民銀行と商業銀行間の再割引、商業銀行による中国人民銀行手形の購入、商業銀行と中国人民銀行間の通貨スワップ及び預金など。	36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
2	銀行間預金	金融機関間で行われる資金の預入、引出業務	<ul style="list-style-type: none">• 36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。• 資金の預入先は資金預入資格を有する金融機関でなければならぬ。

項目	免税分類	適用範囲	追加要件
3	銀行間預金証書	銀行業預金類金融機関法人が全国銀行間市場で発行する記帳式定期預金証書	金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
4	金融機関間の資金融通(短期)	中国人民銀行の承認を経て、全国銀行間コールローン市場に参入する金融機関との間で、全国統一の銀行間コールローンネットワークを利用して行われる短期(1年以下)の無担保資金融通	金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
5	銀行間貸出(中国国内)	金融機関間の資金貸借	<ul style="list-style-type: none"> 農村信用社間及び金融機関の営業許可証の業務範囲に「金融機関に対する貸出業務」が含まれる金融機関との間で行われること 金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
6	同一銀行グループ内での取引(クロスボーダー業務)	同一銀行グループに属する本・支店間で行われる資金融通。中国国内銀行と国外に所在する同一銀行の総機構、本店との間、ならびに中国国内銀行と国外に所在する同一銀行の分支机构、独資子会社間で行われる資金融通	該当なし
7	銀行間の代金取立	商業銀行(受託側)が金融機関(委託元)の委託を受け、法人顧客に送金する資金融通	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。 委託元は約定した返済日に取り立依頼した資金元本及び利息を受託側に支払う。

項目	免税分類	適用範囲	追加要件
8	割引手形の譲渡業務	金融機関の間で行われる 割引手形の譲渡業務	金融機関は 36 号文の 「金融機関」の定義に 該当しなければならな い。
9	金融機関発行の債 券の保有(政策銀行 すなわち中国輸出入 銀行、中国農業発展 銀行及び国家開発 銀行が発行した債 券)	中華人民共和国法律に則り、 中国で設立された金融機関が 全国銀行間市場、及び取引所 債券市場で発行した元本返済 と利息支払を約定して発行す る有価証券	金融機関は 36 号文の 「金融機関」の定義に 該当しなければならな い。
10	リバースレポ(現金 担保付債権貸借取 引)	取引当事者双方が債券などの 金融商品を担保とする金融機 関間の短期融資	金融機関は 36 号文の 「金融機関」の定義に 該当しなければならな い。
11	現先取引	金融商品保有者(借手側)が 債券などの金融商品を債券購 入側(貸手側)に売却すると同 時に、取引当事者双方が将来 の所定期日に所定の価額で、 借手側が貸手側から同種、同 量の債券などの金融商品を買 い戻すことを約束して行われ る金融機関間の取引	金融機関は 36 号文の 「金融機関」の定義に 該当しなければならな い。

また、36 号文の関連規定によると、預金利息は増税の非課税項目に該当する。

70 号文は、金融機関間の資金融通に関する増税免税規定の実施の過程で発生した下記 2 つの問題を解決した。

第一の問題は、36 号文によると、同一銀行グループ内の取引は、同一銀行グループに所属する本・支店間で行われる資金融通業務に限られる。このため、外資系銀行グループ内の取引が免税の適用となるか否かが論点となる。例えば、某外資系銀行の国外本店が中国の分支机构に貸出を行うこと、或いは同一の全額出資金融グループ内銀行間で行われる資金貸借(例えば国外銀行の本店が中国の全額出資支店に貸出を行う場合)が挙げられる。

上表の第 6 項規定は、特別免税規定を適用して上述の問題を解決した。ただし、同一銀行の分支机构間の資金融通が免税対象となるか否かは、まだ明確にされていない。これはクロスボーダー業務だけに適用されるものである。中国国内の銀行間で行われる資金貸借は上表の第 5 項に掲げる免税政策を適用すべきである。

次いで、第二の問題は、第 6 項の免税規定が同一の最終親会社傘下のそれぞれ子会社に適用されるか否かである。70 号文の規定を広義に解釈するならば、免税政策は同一の全額出資金融グループ内の資金融通に幅広く適用されるべきである。しかし、実務上、税務機関も同じ認識を持つか否かは明確にされていない。

さらには、36 号文によると、銀行間コールローンが増税免除となるのは、中国人民銀行の銀行間取引コールローンインターネットプラットフォーム(CFETS)上で行われるオ

ライン資金融通のみに限定されている。そのため、外貨資金貸借、ロイター(Reuters)及びブルームバーグ(Bloomberg)などのその他の取引プラットフォーム上で行われるオンライン取引は対象外である。このことから、上述の資金融通は70号文の公布に伴い、増值税免税の適用対象となる。

加えて、70号文は現先取引の相手が金融機関でない場合、増值税免除の適用を受けられないと定めている。金融機関と非金融機関との間で行われた現先取引は増值税を納付しなければならない。このことは、46号文のリバースレポの規定と合致している。

70号文における金融商品の免税適用範囲の拡大

36号文によると、金融商品の譲渡は金融商品の譲渡価額から取得価額を差し引いた後の金額を譲渡益として増值税を納付しなければならない。これは営業税体系における計算方法と一致している。言い換えれば、「金融商品」の範囲は、従前の営業税体系を基に設定されたものであり、また、取引相手が、取引ごとの購入価額に対する仕入税額の控除ができないことも営業税体系の処理方法と合致している。なお、金融商品譲渡損益は、相殺後の残高がマイナスの場合、次期納税期間に繰り越すことが可能であり、かつ、次期の金融商品譲渡益と相殺することができる。ただし、期末時に譲渡損を相殺しきれずに残った場合、次の会計年度に繰り越すことは出来ない。

このように、36号文は金融商品の譲渡に対する免税政策の適用範囲を限定している。免税政策においては、とりわけ外国人投資家にとって、特定金融商品の譲渡に対して増值税を課税することによって生じるであろう債券市場、もしくは資本市場の混乱を回避することが目的である。

このような経緯から、70号文では免税対象となる金融商品譲渡の範囲を拡大した。

1. 人民元適格外国機関投資家(RQFII)が証券売買業務を中国国内の企業に委託する場合—70号文では、適格国外機関投資家(QFII)向けの免税政策がRQFIIにも適用されると規定した。
2. 銀行間コール市場・銀行間債券市場への投資に免税政策を適用する場合—中国人民銀行の認定を受けた外国機関の銀行間コール市場・銀行間債券市場に対する投資収益は免税政策の適用対象となる。

70号文は、金融商品の譲渡に係る増值税課税の問題の一部については解決したものの、依然として他の一部の根本的な問題が残されている。とりわけ、負債性金融商品(貸付金の利息収入及び関連する手数料収入に適用される増值税率は6%)および資本性金融商品(譲渡価額から取得価額を差し引いた後の金額を譲渡益とする)に適用される増值税政策が異なることから、負債性金融商品と資本性金融商品をどのように区分するかが実務上の課題となっている。世界の多くの国々では増值税体系の取引の法的形態を重視しているのに対し、中国では関連業務の会計処理を重視する傾向にある。このため、償還条件のある優先株などに対しては、その性質が負債性金融商品であるか資本性金融商品であるかを正確に識別する必要がある。

金融商品の譲渡に関する問題を更に掘り下げてみると、譲渡者が非居住者企業でありかつ譲受者が居住者企業である場合、増值税の処理方法の問題が浮上する。36号文によると、納税地に関する一般原則によると、このような取引は増值税(サービスの提供者もしくは受入者が共に中国国内に所在する場合にし中国国内で課税行為が発生したと見なされるため)納付しなければならない。一般的に、譲受者が源泉徴収義務者として、国外企業もしくは個人に代わって増值税の源泉徴収を行うことになる。このため、金融商品の譲渡益に対する増值税の源泉徴収は実務上困難が懸念される。なぜなら、国外企業の金融商品譲渡は取引ごとに行われており、譲受者の増值税源泉徴収額も取引ごとに計算しなければならない。このため、譲渡者は差額徴収方式を適用することができない。他にも、金融商品譲渡に対する増值税の徴収は、実質的にも譲渡者のキャピタルゲインに対する課税と問題視されることもある。

仕入税額の配賦に及ぼす影響

70号文は増価税免税の適用範囲を拡大したことで金融業界から大いに歓迎された。しかし、適用範囲の拡大は仕入税額の振替額の増加となる（国際的に用いられている増価税専門用語で言うと、控除対象外仕入税額の上昇である）。

世界中の金融機関は、振替えた仕入税額が免税取引に係る仕入税額であることを正確に反映するため、配賦方法もしくは一部の免税方法を可能な限り、正確に制定するよう多くの労力と時間をかけてきた。70号文によると、中国は他国と同様な方法を採用予定である。

また、多くの金融機関が直面する課題は次である。銀行間コールローンによる免税売上、及びそれに関連する仕入税額を比較した場合、前者が総売上高に占める割合は、後者の対仕入税額総額に占める割合を遥かに超えている。簡単な一例を挙げれば、商業銀行は、新規個人客の開拓及び既存顧客の維持を図るため、有形固定資産や不動産（ITシステムの導入や分支机构のための営業拠点の賃借など）、マーケティング、広告宣伝、販売促進などに多額の資金を投入するのが一般的である。それに対して、銀行間の資金融通の管理に係る支出は遥かに少ない。しかしながら、金融機関が売上高の比率に基づいて仕入税額を配賦する場合には振替処理される仕入税額は高額になる。

さらには、売上高の比率に基づいて仕入税額の配賦を行う場合、従前から、預金利息に対する増価税の課税はなかった（このため仕入税額の振替金額に影響を及ぼさない）。70号文では、金融機関間の預金業務に対して免税政策を適用すると規定（このため仕入税額の振替金額に影響を及ぼす）しているため、今後の動向に注意が必要である。

なお、配賦方法自体に内在する問題を考慮しない場合、金融機関は下記の3つのステップに順じて仕入税額を配賦しなければならない。

1. 免税対象項目以外にも使用される有形固定資産、無形資産、不動産に対し仕入税額を全額控除する。
2. 直接配賦方法の採用—課税項目に全額使用された原価・費用の仕入税額を全額控除する。然し免税対象項目に全額使用された原価・費用の仕入税額は控除しない。
3. 売上高に基づく仕入税額の配賦—免税売上および簡易課税売上の総売上高に占める割合に基づき、仕入の用途区分の困難性から控除対象外となる仕入税額を計算する。

まとめ

70号文は、幾つかの不確定要素さらには二重課税に繋がる恐れのある問題点を明確にしたことから金融業界から大いに歓迎された。

金融機関はいち早く70号文がもたらす影響を見極めて、申告期日までに関連する政策を実行しなければならない。すなわち、増価税免税政策の不適用項目から適用項目に変わった事項を確認すると共に、70号文における徹底的な実施方法を検討しなければならない。また、70号文の公布は、仕入税額の配賦に甚大な影響を及ぼすことから既述した諸点も合わせて慎重に検討しなければならない。

なお、70号文は銀行業をメインに制定したものである。今後、その他の金融機関の増価税問題（証券、信託、ファンドなど）を明確にしてくれる新通達の公布を期待する。

For any enquiries, please send to our public mailbox: taxenquiry@kpmg.com or contact our partners/directors in each China/HK offices.

Khoonming Ho Head of Tax, KPMG China Tel. +86 (10) 8508 7082 khoonming.ho@kpmg.com	Northern China	Michael Wong Tel. +86 (10) 8508 7085 michael.wong@kpmg.com	Henry Ngai Tel. +86 (21) 2212 3411 henry.ngai@kpmg.com	Joe Fu Tel. +86 (755) 2547 1138 joe.fu@kpmg.com	Sandy Fung Tel. +852 2143 8821 sandy.fung@kpmg.com
Beijing/Shenyang David Ling Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	David Ling Head of Tax, Northern Region Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Jessica Xie Tel. +86 (10) 8508 7540 jessica.xie@kpmg.com	Yasuhiro Otani Tel. +86 (21) 2212 3360 yasuhiro.otani@kpmg.com	Ricky Gu Tel. +86 (20) 3813 8620 ricky.gu@kpmg.com	Stanley Ho Tel. +852 2826 7296 stanley.ho@kpmg.com
Tianjin Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	Andy Chen Tel. +86 (10) 8508 7025 andy.m.chen@kpmg.com	Irene Yan Tel. +86 (10) 8508 7508 irene.yan@kpmg.com	Ruqiang Pan Tel. +86 (21) 2212 3118 ruqiang.pan@kpmg.com	Fiona He Tel. +86 (20) 3813 8623 fiona.he@kpmg.com	Daniel Hui Tel. +852 2685 7815 daniel.hui@kpmg.com
Qingdao Vincent Pang Tel. +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Milano Fang Tel. +86 (23) 8907 1724 milano.fang@kpmg.com	Sheila Zhang Tel. +86 (10) 8508 7507 sheila.zhang@kpmg.com	Wayne Tan Tel. +86 (28) 8673 3915 wayne.tan@kpmg.com	Cloris Li Tel. +86 (20) 3813 8829 cloris.li@kpmg.com	John Kondos Tel. +852 2685 7457 john.kondos@kpmg.com
Shanghai/Nanjing Lewis Lu Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	Tony Feng Tel. +86 (10) 8508 7531 tony.feng@kpmg.com	Tiansheng Zhang Tel. +86 (10) 8508 7526 tiansheng.zhang@kpmg.com	Rachel Tao Tel. +86 (21) 2212 3473 rachel.tao@kpmg.com	Jean Li Tel. +86 (755) 2547 1128 jean.li@kpmg.com	Kate Lai Tel. +852 2978 8942 kate.lai@kpmg.com
Chengdu Anthony Chau Tel. +86 (28) 8673 3916 anthony.chau@kpmg.com	John Gu Tel. +86 (10) 8508 7095 john.gu@kpmg.com	Tracy Zhang Tel. +86 (10) 8508 7509 tracy.h.zhang@kpmg.com	Janet Wang Tel. +86 (21) 2212 3302 janet.z.wang@kpmg.com	Kelly Liao Tel. +86 (20) 3813 8668 kelly.liao@kpmg.com	Jocelyn Lam Tel. +852 2685 7605 jocelyn.lam@kpmg.com
Hangzhou John Wang Tel. +86 (571) 2803 8088 john.wang@kpmg.com	Helen Han Tel. +86 (10) 8508 7627 h.han@kpmg.com	Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	John Wang Tel. +86 (21) 2212 3438 john.wang@kpmg.com	Grace Luo Tel. +86 (20) 3813 8609 grace.luo@kpmg.com	Alice Leung Tel. +852 2143 8711 alice.leung@kpmg.com
Guangzhou Lilly Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Naoko Hirasawa Tel. +86 (10) 8508 7054 naoko.hirasawa@kpmg.com	Central China	Mimi Wang Tel. +86 (21) 2212 3250 mimi.wang@kpmg.com	Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Steve Man Tel. +852 2978 8976 steve.man@kpmg.com
Fuzhou/Xiamen Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Josephine Jiang Tel. +86 (10) 8508 7511 josephine.jiang@kpmg.com	Lewis Lu Head of Tax, Eastern & Western Region Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	Jennifer Weng Tel. +86 (21) 2212 3431 jennifer.weng@kpmg.com	Eileen Sun Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gn.sun@kpmg.com	Ivor Morris Tel. +852 2847 5092 ivor.morris@kpmg.com
Shenzhen Eileen Sun Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Henry Kim Tel. +86 (10) 8508 5000 henry.kim@kpmg.com	Anthony Chau Tel. +86 (21) 2212 3206 anthony.chau@kpmg.com	Henry Wong Tel. +86 (21) 2212 3380 henry.wong@kpmg.com	Michelle Sun Tel. +86 (20) 3813 8615 michelle.sun@kpmg.com	Curtis Ng Tel. +852 2143 8709 curtis.ng@kpmg.com
Hong Kong Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com	Thomas Li Tel. +86 (10) 8508 7574 thomas.li@kpmg.com	Marianne Dong Tel. +86 (21) 2212 3436 marianne.dong@kpmg.com	Jie Xu Tel. +86 (21) 2212 3678 jie.xu@kpmg.com	Bin Yang Tel. +86 (20) 3813 8605 bin.yang@kpmg.com	Benjamin Pong Tel. +852 2143 8525 benjamin.pong@kpmg.com
	Simon Liu Tel. +86 (10) 8508 7565 simon.liu@kpmg.com	Alan Garcia Tel. +86 (21) 2212 3509 alan.garcia@kpmg.com	Robert Xu Tel. +86 (21) 2212 3124 robert.xu@kpmg.com	Lixin Zeng Tel. +86 (20) 3813 8812 lixin.zeng@kpmg.com	Malcolm Prebble Tel. +852 2684 7472 malcolm.j.prebble@kpmg.com
	Alan O'Connor Tel. +86 (10) 8508 7521 alan.oconnor@kpmg.com	Chris Ge Tel. +86 (21) 2212 3083 chris.ge@kpmg.com	William Zhang Tel. +86 (21) 2212 3415 william.zhang@kpmg.com	Hong Kong	Nicholas Rykers Tel. +852 2143 8595 nicholas.rykers@kpmg.com
	Vincent Pang Tel. +86 (10) 8508 7516 +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Chris Ho Tel. +86 (21) 2212 3406 chris.ho@kpmg.com	Hanson Zhou Tel. +86 (21) 2212 3318 hanson.zhou@kpmg.com	Ayesha M. Lau Head of Tax, Hong Kong Tel. +852 2826 7165 ayesha.lau@kpmg.com	Murray Sarelius Tel. +852 3927 5671 murray.sarelius@kpmg.com
	Shirley Shen Tel. +86 (10) 8508 7586 yinghua.shen@kpmg.com	Dylan Jeng Tel. +86 (21) 2212 3080 dylan.jeng@kpmg.com	Michelle Zhou Tel. +86 (21) 2212 3458 michelle.b.zhou@kpmg.com	Chris Abbiss Tel. +852 2826 7226 chris.abbiss@kpmg.com	David Siew Tel. +852 2143 8785 david.siew@kpmg.com
	State Shi Tel. +86 (10) 8508 7090 state.shi@kpmg.com	Jason Jiang Tel. +86 (21) 2212 3527 jason.jt.jiang@kpmg.com	Robert Xu Tel. +86 (21) 2212 3124 robert.xu@kpmg.com	Darren Bowdern Tel. +852 2826 7166 darren.bowdern@kpmg.com	John Timpany Tel. +852 2143 8790 john.timpany@kpmg.com
	Joseph Tam Tel. +86 (10) 8508 7605 laiyiu.tam@kpmg.com	Flame Jin Tel. +86 (21) 2212 3420 flame.jin@kpmg.com	Michelle Zhou Tel. +86 (21) 2212 3318 hanson.zhou@kpmg.com	Yvette Chan Tel. +852 2847 5108 yvette.chan@kpmg.com	Wade Wagatsuma Tel. +852 2685 7806 wade.wagatsuma@kpmg.com
		Penny Chen Tel. +1 (408) 367 6086 penny.chen@kpmg.com	Southern China	Lu Chen Tel. +852 2143 8777 lu.i.chen@kpmg.com	Lachlan Wolvers Tel. +852 2685 7791 lachlan.wolverf@kpmg.com
		Michael Li Tel. +86 (21) 2212 3463 michael.y.li@kpmg.com	Lilly Li Head of Tax, Southern Region Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Rebecca Chin Tel. +852 2847 8987 rebecca.chin@kpmg.com	Christopher Xing Tel. +852 2978 8965 christopher.xing@kpmg.com
		Christopher Mak Tel. +86 (21) 2212 3409 christopher.mak@kpmg.com	Penny Chen Tel. +86 (755) 2547 1198 penny.chen@kpmg.com	Matthew Fenwick Tel. +852 2143 8761 matthew.fenwick@kpmg.com	Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com
			Vivian Chen Tel. +86 (755) 2547 1198 vivian.w.chen@kpmg.com	Barbara Forrest Tel. +852 2978 8941 barbara.forrest@kpmg.com	Adam Zhong Tel. +852 2685 7559 adam.zhong@kpmg.com
			Sam Fan Tel. +86 (755) 2547 1071 sam.kh.fan@kpmg.com		